

事務の適正化の推進について
(内部統制制度の導入について)

1 基本的な考え方

- ・ 限られた人員で複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し、県民サービスの更なる向上を図っていくためには、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することができるよう、事務の適正性を確保することが重要です。
- ・ このため、今般、事務の適正な管理および執行を確保する取組である内部統制制度を導入し、知事自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および分類し、対応策を講じることにより、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、県民から信頼される県政の実現を目指すとともに、職員にとっても、安心して働きやすい職場環境の実現を目指します。

2 (仮称) 滋賀県事務適正化推進方針(素案)について

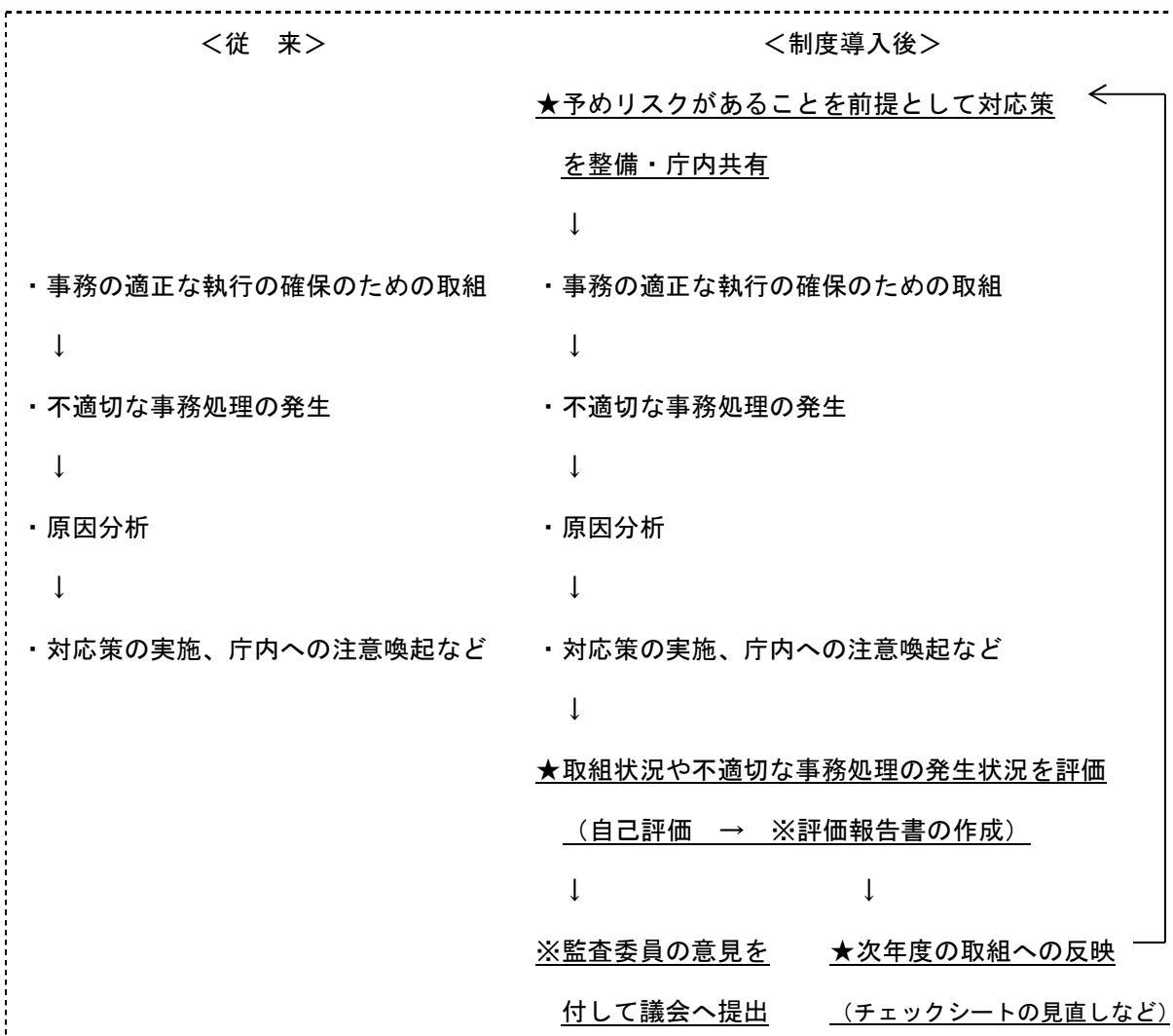
- ・ 改正後の地方自治法(以下「改正法」という。)第150条第1項の規定に基づき、内部統制の組織的な取組の方向性等を示すものとして方針を策定するものです。
- ・ 内部統制の対象とする事務は、改正法の規定により必ず取り組む必要のある「財務に関する事務※」とします。

※ 予算の執行、収入、支出、契約、現金および有価証券の出納保管、財産管理等の事務の全てを包含する。

3 既存の取組との関係

内部統制の基本的な枠組みに基づき、事務の適正な執行の確保のために様々な形で行われている既存の取組を整理し、必要に応じて改善または是正を図ることで、地方公共団体の組織目的をより確実に達成することが可能となると言われています。

(イメージ)



※改正後の地方自治法の規定に基づく手続

4 内部統制体制の整備について

内部統制体制の整備として、上記の方針に基づき、全庁的な体制を整備しつつ、業務レベルのリスク対応策の整備を行っているところです。

(1) リスク一覧(案)について

過去の不祥事例や監査委員からの指摘事項等を踏まえ、各部局が自らの業務に関するリスクの洗い出し等を行う際の参考とするものとして、作成したもの。

(2) 全庁的な体制の整備項目一覧(案)について

本県の内部統制体制が内部統制の6つの基本的要素を踏まえた体制となるよう、国のガイドラインで示された全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方や評価項目を念頭に、改正法の施行までに整備または改善の検討が必要と想定している事項について、整理したもの。

5 制度の試行について

上記の方針に基づき実施する本県の内部統制制度について、各所属における業務レベルの内部統制にかかる具体的な取組(運用方法)を中心に示した「(仮称)滋賀県事務適正化推進要領(案)」を作成し、現在、庁内で試行を行っているところです。

6 今後のスケジュール

(今年度)

12月～1月 内部統制制度の試行

2月 試行を踏まえた見直し等

県政経営会議

3月 行財政・働き方改革特別委員会

(仮称) 滋賀県事務適正化推進方針の策定

(令和2年度)

4月～ 内部統制制度の運用

(令和3年度)

令和2年度を対象とした評価報告書を県議会へ提出

(以上)